

尾花沢市国土強靭化地域計画

令和2年8月（令和6年6月一部変更）

尾 花 沢 市

【目 次】

I はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

II 本市における国土強靭化の基本的な考え方

1 本市における国土強靭化の理念	2
2 基本目標	2
3 強靭化を推進する上での基本的な方針	2
4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）	3

III 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	5
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3 評価の実施手順	7
4 評価の結果	7

IV 強靭化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理	8
2 施策分野ごとの施策推進方針	8
(1)行政機能（消防含む）	9
(2)危機管理	13
(3)建築住宅	18
(4)交通基盤	21
(5)国土保全	23
(6)保健医療・福祉	24
(7)ライフライン・情報通信	26
(8)産業経済	28
(9)農林水産	29
(10)環境	30
(11)リスクコミュニケーション	31

V 計画の推進

1 計画の推進管理	34
2 計画の見直し	34

【別表 1】 脆弱性評価結果 35

【別表 2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針 59

【別表 3】 個別事業一覧 83

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本市においても、今後想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「尾花沢市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

II 本市における国土強靭化の基本的な考え方

1 本市における国土強靭化の理念

本市における国土強靭化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずして最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靭化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図されること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靭化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靭化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靭化の取組み姿勢

- 本市の強靭性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本市の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市町村、市民、民間事業者、N P Oなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 市民の需要の変化等を踏まえるとともに、効率的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- P F I^{*}の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。
 ※P F I (Private Finance Initiative) :公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本市の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靭化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靭化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靭化を実効あるものとするため、国及び県の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす市外における大規模自然災害についても、国土全体の強靭化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

市内／ 市外	自然災害の種類		想定する規模等
市内	大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
	大規模 土砂災害		記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
	暴風災害		台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
市外	大規模地震・津波		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震（東日本大震災クラス）など、他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等
	火山噴火		常時観測火山（鳥海山、蔵王山、吾妻山）の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火碎流の発生などに伴う人的・物的被害等

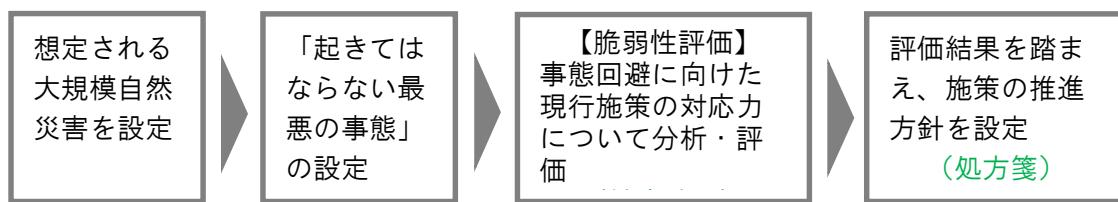
III 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、国土強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と32の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標（8）	起きてはならない最悪の事態（32）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建物・交通施設（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
	1-3 異常気象等による広域的な市街地等の浸水	
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
	1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-3 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞	
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止	
	5-4 食料等の安定供給の停滞	
6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能停止	
	6-2 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止	
	6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-2 有毒物質の大規模拡散・流出	
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	7-4 原子力発電所の事故による放射性物質の放出	
	7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
8 大規模自然災害発生直後でも、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が遅れる事態	
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	

3 評価の実施手順

設定した32の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など市以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靭化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策を検討・整理するとともに、それを各課等の所管する業務等を勘案して設定した 11 の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

(「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表 2 のとおり。)

○ 施策分野

- (1) 行政機能（消防含む）、(2) 危機管理、(3) 建築住宅、
- (4) 交通基盤、(5) 国土保全、(6) 保健医療・福祉、
- (7) ライフライン・情報通信、(8) 産業経済、(9) 農林水産、(10) 環境、
- (11) リスクコミュニケーション

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の 11 の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

施策推進方針に基づき、必要な具体的事業を実施していく。それらの事業については、【別表 3】個別事業一覧に整理する。なお、個別事業一覧は、各事業の実施状況等に合わせて随時更新する。

1 行政機能（消防含む）

住宅・建築物等の耐震化（建設課）

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、全国平均に比べ遅れており、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

救急業務の高度化（消防本部）

- 救急出場時に常時救急救命士が搭乗可能なように、継続的に救急救命士の養成を図る。

避難場所の指定、耐震化・設備整備（防災危機管理課）

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、並びに指定避難所について設備整備を行う。
- 避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

消防車両の計画的な更新（消防本部）

- 現在、緊急消防援助隊への登録と併せて補助金や起債を利用し、消防ポンプ自動車や救急自動車を更新しているが、今後も計画的に老朽車両を更新し、消防力を確保していく必要がある。

中央診療所の維持管理等（中央診療所）

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、老朽化部分の整備を促進する。地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、老朽化対策により安全性の確保を図る。

都市公園施設の耐震化・維持管理（建設課）

- 市の公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進（防災危機管理課）

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

消防用施設の整備拡充（消防本部）

- 大規模地震等での断水を想定して年間数基の耐震性貯水槽の配備を継続し、消火栓のみに頼ることのないよう各地区の水利充足率を向上する。

水防対策装備の充実(消防本部)

- 現行の救助艇と併せて、搬送及び水深のない災害でも対応可能な乗船定員6人以下の小型ボートの配備及び、水害活動は全般に長時間の活動になるので、救助用胴長靴の配備等、装備の充実を目指す。

食料等の備蓄(防災危機管理課)

- 家庭における備蓄については、3日分の食料と飲料水の備蓄が基本であり、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 各自主防災会における備蓄については、取組みにはらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災危機管理課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うことに加え、新たな協定締結先や支援分野について協定締結を推進する。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を各地区へ円滑に供給するため、供給ルートや体制を構築する。

消防関係施設の耐震化・老朽化対策(消防本部)

- 災害時に防災拠点となる消防庁舎の耐震化は完了している。今後は適正な施設の維持管理を図る。

消防、救急の受援計画の策定と継続訓練(消防本部)

- 消防体制が劣勢になった場合の対策として、山形県消防広域応援体制や緊急消防援助隊等、様々なケースで受援する際の具体的な方針等を明示した計画の策定や対応能力強化に向けた恒常的な訓練を行う。

特殊灾害対応装備の拡充(消防本部)

- 特殊災害発生時、当市消防で出来る対応は限られており、山形県消防広域応援や緊急消防援助隊に頼らざるを得ない状況で、最低限の装備として、初期段階で救出可能な場合に市民の救出等に対応できる防護服や除染資機材等の配備を目指す。

緊急車両に供給する燃料の確保(防災危機管理課、財政課、消防本部)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

庁舎等の耐震化・維持管理等(財政課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 令和元年度に完成した市役所新庁舎は新耐震基準により建設されている。今後は計画的な維持管理を進めていく。
- 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の庁舎の耐震化・長寿命化を推進し、計画的な維持管理・更新を行う。

業務継続に必要な体制の整備(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 地震等の大規模災害発生時に迅速かつ的確に尾花沢市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「尾花沢市業務継続計画」が策定されているところであり、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく。

大規模災害時における広域連携(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、岩沼市、大崎市、加美町、大石田町との相互応援協定や防災上の連携・協力に関する協定を締結している。今後、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域支援計画」の策定を進める。
- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、関係各所との連携を強化し推進する。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める。

体育施設、各地区公民館等の維持確保(社会教育課、中央公民館)

- 体育施設、各地区公民館等の不特定多数が集まる施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

I T部門における業務継続体制の整備(総務課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T – B C P (情報システムの業務継続計画) を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T – B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 市では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線には、複数の通信経路が確保できる網状回線を採用して耐障害性を高めているが、断線不通のリスクを更に減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進めていく。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

災害情報伝達手段の確保(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、住民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート※）、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(防災危機管理課、総合政策課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する同報系防災行政無線については、本市では整備済みであるが、難聴区域の解消が課題となっているため、今後整備を進める。
- 災害時、住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等と連携し、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

消防関係設備の維持管理（消防本部）

- 計画に沿った通信指令施設の適正な維持管理と改修を行う。
- 自家発電設備の適正な維持管理で、災害による電源遮断時にも365日24時間、緊急通報の受け入れ態勢を維持する。
- 消防団へIP無線機等の機器を整備し、各地区で発生する自然災害での連絡体制を確保する。

《目標指標》

- ・住宅耐震化率 64.7% (H30) →90.0% (R6)
- ・救急救命士育成計画 8人 (R1) →12人 (R6)
- ・遊具点検回数 1回/年 (R1) →2回/年 (R6)
- ・耐震性貯水槽整備計画 59基 (R1) →69基 (R6)

2 危機管理

避難場所の指定、耐震化・設備整備(防災危機管理課)

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、並びに指定避難所について設備整備を行う。
- 避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(防災危機管理課)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

洪水ハザードマップの作成(防災危機管理課)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップを、優先度の高い河川から作成する。また、市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図については、国の基準改正等を踏まえ河川管理者が適宜見直しを行い、市へ提供してもらう。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(防災危機管理課、建設課)

- 予め災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の公表・周知に加え、豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「山形県河川・砂防情報システム」を活用し、住民への周知強化等を図る。

避難勧告等の具体的な発令基準の策定(防災危機管理課)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準について、適宜見直しを行う。

タイムラインの運用(防災危機管理課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災危機管理課、建設課)

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定(防災危機管理課)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準について、適宜見直しを行う。

豪雪災害時の災害救助法の適用(防災危機管理課)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

災害時における住民への情報伝達(防災危機管理課)

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する同報系防災行政無線については、本市では整備済みであるが、難聴区域の解消が課題となっているため、今後対策を進める。

自主防災組織の育成強化等(防災危機管理課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、活動を支援する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災危機管理課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うことに加え、新たな協定締結先や支援分野について協定締結を推進する。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を各地区へ円滑に供給するため、供給ルートや体制を構築する。

「道の駅」の防災拠点化(建設課)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る。

災害ボランティアの受け入れに係る連携体制の整備(防災危機管理課、福祉課)

- N P O やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、N P O やボランティアの受入体制及び活動環境の整備に向けた取組みを促進する。

孤立危険性のある集落との通信手段の確保(防災危機管理課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保する。

消防関係施設の耐震化・老朽化対策(消防本部)

- 災害時に防災拠点となる消防庁舎の耐震化は完了している。今後は適正な施設の維持管理を図る。

消防、救急の受援計画の策定と継続訓練(消防本部)

- 消防体制が劣勢になった場合の対策として、山形県消防広域応援体制や緊急消防援助隊等、様々なケースで受援する際の具体的な方針等を明示した計画の策定や対応能力強化に向けた恒常的な訓練を行う。

特殊災害対応装備の拡充(消防本部)

- 特殊災害発生時、当市消防で出来る対応は限られており、山形県消防広域応援や緊急消防援助隊に頼らざるを得ない状況で、最低限の装備として、初期段階で救出可能な場合に市民の救出等に対応できる防護服や除染資機材等の配備を目指す。

自衛隊・警察との連携(防災危機管理課、市民税務課)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

緊急車両に供給する燃料の確保(防災危機管理課、財政課、消防本部、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

業務継続に必要な体制の整備(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 地震等の大規模災害発生時に迅速かつ的確に尾花沢市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「尾花沢市業務継続計画」が策定されているところであり、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく。

大規模災害時における広域連携(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、岩沼市、大崎市、加美町、大石田町との相互応援協定や防災上の連携・協力に関する協定を締結している。今後、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。
- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、関係各所との連携を強化し推進する。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める。

災害情報伝達手段の確保(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、住民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート※）、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(防災危機管理課、総合政策課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する同報系防災行政無線については、本市では整備済みであるが、難聴区域の解消が課題となっているため、今後整備を進める。
- 災害時、住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等と連携し、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(防災危機管理課、建設課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

ため池等の耐震化・ハザードマップ作成(防災危機管理課、農林課)

- ため池やダムの決壊による被害を未然に防止するため、ため池等の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

水道水中の放射性物質の確認(環境エネルギー課)

- 放射性物質の検査体制の確立を図る

地域コミュニティの維持(中央公民館)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、地域と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

被災者生活再建支援制度の拡充(防災危機管理課)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

消防団員の確保(消防本部)

- 各地区の潜在的な人材の消防団への入団を促進するために消防団に対する理解を向上する事に重点を置いた広報活動を展開する。
- 女性消防団員の推進のため、女性の意見等を反映する仕組みを構築する。
- 消防団員の負担軽減のため、各種行事や訓練方法の見直し、出動手当等、処遇の改善を図る。
- 消防団員の減少に伴い、迅速かつ効率的な活動に支障を及ぼすことを考慮し、人員減少部の消防団再編も視野に入れ検討する。

消防団員の装備（消防本部）

- 消防団員の安全な活動のため、補助金等を活用し、消防団装備の基準に沿った配備と地域の実情に応じた装備品の配備を進める。

消防団の車両整備（消防本部）

- 消防団の再編の推進とあわせ、小人数でのポンプ搬送が可能な軽積載車の配備を検討していく。
- 消防団の車両の適正な維持管理と老朽車両の更新を計画的に行う。

《目標指標》

- ・洪水タイムラインの策定 未策定 (R2) →策定 (R6)
- ・防災トイレの整備 0箇所 (R1) →1箇所 (R3)
- ・N B C 災害対応資機材整備 未整備 (R1) →整備済 (R6)
- ・消防団装備品整備 58.36% (R1) →100% (R6)

※N B C 災害…核(nucler)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害

3 建築住宅

住宅・建築物等の耐震化(建設課)

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、全国平均に比べ遅れており、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

空き公共施設の解体計画の推進(総合政策課)

- 用途を廃止し、今後も活用する見込みのない老朽化した公共施設については、「尾花沢市空き公共施設解体計画」に基づき、計画的に解体する。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化(建設課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

市営住宅の老朽化対策(建設課)

- 市営住宅の約半数は、今後 10 年以内に耐用年数の 1/2 を経過するため、計画的なストック管理（修繕、改善、耐震等）を推進する。

空き家対策(防災危機管理課、定住応援課、建設課)

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空き家対策を推進する。

家具の転倒防止対策(防災危機管理課、建設課)

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるものほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する。

大規模盛土造成地対策の推進(建設課)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある土地を把握するため、変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供していく。

中央診療所の維持管理等(中央診療所)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、老朽化部分の整備を促進する。地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、老朽化対策により安全性の確保を図る。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策(商工観光課、建設課)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化(福祉課、建設課、こども教育課、社会教育課)

- 学校、病院、大規模店舗、旅館等多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づき対応する。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化率は 100% であるが、耐震化されていない公共施設等で、今後も必要とする施設については、計画的な耐震化に取り組む。
- 老朽化の進む学校の、計画的な維持改修工事を行う。
- 公民館や青少年教育施設等の社会教育施設は避難所の指定を受けているものも多いが、公立学校施設と比較すると耐震化は進んでいないため、未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。

- 保育所施設の耐震化は行われているが、今後、経年で改修が必要となる施設について、助成制度を活用しながら耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する。
- 災害発生時において多数の傷病者の受入れが想定される中央診療所については、施設の耐震化は完了しているが、民間病院などについても、補助制度の活用等を図りながら、耐震化を進める。
- 各地区公民館や体育施設等の社会教育施設は、耐震診断を実施し、診断結果に基づく対応を実施しているが、今後は施設の適正な維持管理に努めていく。

都市公園施設の耐震化・維持管理(建設課)

- 市の公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(防災危機管理課)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

庁舎等の耐震化・維持管理等(財政課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 令和元年度に完成した市役所新庁舎は新耐震基準により建設されている。今後は計画的な維持管理を進めていく。
- 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の庁舎の耐震化・長寿命化を推進し、計画的な維持管理・更新を行う。

体育施設、各地区公民館等の維持確保(社会教育課)

- 体育施設、各地区公民館等の不特定多数が集まる施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

《目標指標》

- ・住宅耐震化率 64.7% (H30) →90% (R6)
- ・市営住宅設備点検回数 6回/年 (R1) →12回/年 (R6)
- ・空き家Dランク（倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い）の戸数 32戸 (R1) →16戸 (R6)
- ・家具転倒防止対策PR回数 1回/年 (R1) →3回/年 (R6)

- ・学校施設の長寿命化計画の策定 未策定（R2）→策定（R3）
- ・遊具点検回数 1回/年（R1）→2回/年（R6）

4 交通基盤

緊急輸送道路等の整備・確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

街路・都市施設の整備(建設課、防災危機管理課)

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

暴風雪時における的確な道路管理(建設課)

- 暴風雪時において、「豪雪対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施する。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早急に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を推進する。

道路の防雪施設の整備(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

道路の除雪体制等の確保(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪

体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策を行う。

「道の駅」の防災拠点化(建設課)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る。

孤立集落アクセスルートの確保(建設課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課)

- 大規模災害時に市内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、市内外を結ぶ高速道路や国道、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」の国道347号を早急に冬期24時間通年通行が可能となるよう整備する。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う。

- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

奥羽・羽越新幹線の整備(総合政策課)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

鉄道施設の耐震化・防災対策(総合政策課)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

地方航空ネットワークの維持・拡大(総合政策課)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受

け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。

路線バス等地域公共交通の確保(市民税務課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

《目標指標》

- ・防災機能のある公園整備 0箇所 (R1) → 4箇所 (R6)
- ・市道流雪溝整備率 76% (R1) → 80% (R6)
- ・道路除雪機械配備数 26台 (R1) → 26台 (R6)
- ・道の駅防災倉庫の整備 0箇所 (R1) → 2箇所 (R3)
- ・幹線市道の舗装率 91% (R1) → 95% (R6)
- ・橋梁点検率 100% (R1) → 100% (R6)

5 国土保全

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(防災危機管理課)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(防災危機管理課、建設課)

- 予め災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の公表・周知に加え、豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「山形県河川・砂防情報システム」を活用し、住民への周知強化等を図る。

治水対策の推進(建設課)

- 近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増しているため、県と連携し、河川改修や浚渫作業など、治水効果の早期発現を図る。

河川管理施設の維持管理(建設課)

- 水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新を行う。
- 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする。

都市部における内水浸水対策(建設課)

- 近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大しているため、必要な施設整備を進める。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災危機管理課、建設課)

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

砂防施設の整備・維持管理(建設課)

- 土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の再度災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する。
- 県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(防災危機管理課、建設課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

農地・農業用施設等の保全管理(農林課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

迅速な復興に資する地籍調査(市民税務課)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるが、現在、調査済地区の認証・送付遅延が発生しており、まずは遅延解消を図った後に新規事業を再開し、地籍調査事業の進捗率の向上を図る。

《目標指標》

- ・普通河川浚渫箇所数 0箇所 (R1) →5箇所 (R6)
- ・水門・樋門等点検回数 6回 (R1) →12回 (R6)
- ・氾濫想定箇所点検 6回 (R1) →12回 (R6)
- ・過去の災害発生箇所点検 6回 (R1) →12回 (R6)
- ・砂防区域の点検 6回 (R1) →12回 (R6)
- ・地籍調査事業の再開 0工区 (R2) →12工区 (R5)

6 保健医療・福祉

福祉避難場所の指定(福祉課)

- 福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する。

中央診療所の維持管理等(中央診療所)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、老朽化部分の整備を促進する。地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、老朽化対策により安全性の確保を図る。

豪雪時の除雪体制等の整備(福祉課)

- 住居の除雪を自力で行うことが困難な高齢者等に対し、除雪援助員を派遣し、豪雪時においても住居の保全と心身の安定を確保する。

災害時の要援護者支援(防災危機管理課、福祉課)

- 災害時要援護者の避難行動や避難生活を支援するために必要な災害時要援護者台帳や個別計画について、災害時要援護者台帳は作成済みで毎年更新作業を実施しているが、個別計画について作成を促進する。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災危機管理課、福祉課)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制及び活動環境の整備に向けた取組みを促進する。

医療機関での非常時対応体制(中央診療所)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

医療機関における食糧等の備蓄(中央診療所)

- 医療機関において、1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄が必要であることから、今後、入院患者状況を把握しながら、備蓄体制整備を検討していく。

ドクターへリの活用による救急医療体制(消防本部、健康増進課)

- 災害時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るために、ランデブーポイントを冬季間でも安全に確保する体制を維持推進する。

在宅での医療的ケア児や人工透析、周産期にある方の支援体制(健康増進課)

- 災害発生時における妊婦や乳幼児及び年々増加傾向にある人工透析者や在宅の医療的ケア児に対する、避難所確保と健康管理、医療情報提供等の体制を整備する。

社会福祉施設等における食糧等の備蓄(福祉課)

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導されており、引き続き周知を図る。

防疫対策の推進(健康増進課)

- 平時から、災害発生時における速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

《目標指標》

- ・麻しん風しんワクチン（第2期）接種率 97.1%（H31）→100%（R6）

7 ライフライン・情報通信

消防用施設の整備拡充(消防本部)

- 年間数基の耐震性貯水槽の配備を継続し、消火栓のみに頼ることのないよう各地区の水利充足率を高める。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災危機管理課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うことに加え、新たな協定締結先や支援分野について協定締結を推進する。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を各地区へ円滑に供給するため、供給ルートや体制を構築する。

簡易水道施設の耐震化、老朽化対策及び停電時の非常用電源の確保(環境エネルギー課)

- 施設の耐震化と非常用電源の確保を進める

上水道施設の耐震化・老朽化対策(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

応急給水体制などの整備(環境エネルギー課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

孤立危険性のある集落との通信手段の確保(防災危機管理課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保する。

緊急車両に供給する燃料の確保(防災危機管理課、財政課、消防本部、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

IT部門における業務継続体制の整備(総務課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T – B C P (情報システムの業務継続計画) を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T – B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 市では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線には、複数の通信経路が確保できる網状回線を採用して耐障害性を高めているが、断線不通のリスクを更に減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進めていく。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、非常用電源設備の整備を促進する。

エネルギー供給事業者との連絡(防災危機管理課、環境エネルギー課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を構築し、事業者との連絡体制を強化する。

再生可能エネルギーの導入拡大(環境エネルギー課)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、民間事業所における大規模発電事業の展開促進によるエネルギー供給量の確保を図るとともに、災害リスクに対応した、家庭・事業所・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

農業集落排水施設の機能診断の実施による適切な維持修繕及び非常用電源の確保(環境エネルギー課)

- 非常用電源の確保を進める。

下水道に係る業務継続計画（B C P）策定・施設耐震化等(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- より実効性のある下水道B C Pの策定、及び下水道施設の耐震化計画、長寿命化計画の策定を推進し、**災害時の確実な業務遂行に努めるとともに老朽化対策を着実に進める。**

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策(環境エネルギー課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

合併処理浄化槽への転換(環境エネルギー課)

- 尾花沢市生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

水道水中の放射性物質の確認(環境エネルギー課)

- 放射性物質の検査体制の確立を図る

《目標指標》

- ・簡易水道施設の耐震化率 53.4% (R 2) →56.4% (R 7)
- ・石綿管更新による耐震化率の向上 24.46% (R 1) →34.22% (R 20)
- ・農業集落排水施設の非常用発電設備の確保 0台 (R 2) →2台 (R 7)

8 産業経済

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策(商工観光課、建設課)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

企業の事業継続計画（B C P）の策定促進(商工観光課企業振興室)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするために、企業におけるB C P策定を促進する。

リスク分散を重視した企業誘致等(商工観光課企業振興室)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

エネルギー供給事業者との連絡(防災危機管理課、環境エネルギー課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を構築し、事業者との連絡体制を強化する。

再生可能エネルギーの導入拡大(環境エネルギー課)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、民間事業所における大規模発電事業の展開促進によるエネルギー供給量の確保を図るとともに、災害リスクに対応した、家庭・事業所・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

災害時の応急給水体制などの整備(環境エネルギー課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

《目標指標》

- ・ 家具転倒防止対策 P R回数 1回 (R1) →3回 (R6)
- ・ 事業所におけるB C P策定件数 1件/年 (R6)
- ・ 企業立地件数 0件 (R1) →1件 (R6)

9 農林水産

治山施設等の土砂災害対策(農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進(農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

災害時における生鮮食料品の安定供給(農林課)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じるよう働きかけを行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図るため、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等によるB C P (事業継続計画) の策定等を促進する。

食料生産基盤の整備(農林課)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

農業水利施設の耐震化・老朽化対策(農林課)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策(環境エネルギー課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

農道施設の耐震化・長寿命化対策(農林課)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

災害に強い路網整備の推進(農林課)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

ため池等の耐震化・ハザードマップ作成(防災危機管理課、農林課)

- ため池やダムの決壊による被害を未然に防止するため、ため池等の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

農地・農業用施設等の保全管理(農林課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策(環境エネルギー課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

合併処理浄化槽への転換(環境エネルギー課)

- 尾花沢市生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

危険物施設の耐震化(消防本部)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(消防本部)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

災害廃棄物処理計画の策定(環境エネルギー課)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「尾花沢市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

ごみ処理施設整備の推進(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- ごみ処理施設の建物は現在の建築基準を満たしておらず、大規模災害発生時に倒壊や設備の破損等が生じる可能性があるため、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、ごみ処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテルリアルリサイクル推進施設)整備を推進する。

11 リスクコミュニケーション

豪雪時の除雪体制等の整備(福祉課)

- 住居の除雪を自力で行うことが困難な高齢者等に対し、除雪援助員を派遣し、豪雪時においても住居の保全と心身の安定を確保する。

雪下ろし事故を防止するための注意喚起(防災危機管理課)

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

防災訓練の充実(防災危機管理課、社会教育課)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

災害時の要援護者支援(防災危機管理課、福祉課)

- 災害時要援護者の避難行動や避難生活を支援するために必要な災害時要援護者台帳や個別計画について、災害時要援護者台帳は作成済みで毎年更新作業を実施しているが、個別計画について作成を促進する。

防災教育の充実(防災危機管理課、こども教育課教育指導室)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、市報や防災情報ガイドなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る。
- 防災教育に取り組んでおり、引き続き、防災教育の充実等を図る。

食料等の備蓄(防災危機管理課)

- 家庭における備蓄については、3日分の食料と飲料水の備蓄が基本であり、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 各自主防災会における備蓄については、取組みにはばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災危機管理課、福祉課)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制及び活動環境の整備に向けた取組みを促進する。

自主防災組織の育成(防災危機管理課、市民税務課、福祉課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について組織強化を促進する。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。

水道水中の放射性物質の確認(環境エネルギー課)

- 放射性物質の検査体制の確立を図る

風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(防災危機管理課、農林課、商工観光課、環境エネルギー課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地や農作物等に関する定期的な情報発信を行うなど平時から関係機関等との連携を図る。

建設関係団体との連携強化(防災危機管理課、建設課)

- 市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

復旧・復興を担う人材の育成(建設課、商工観光課企業振興室)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う。
- 市内の建設業就業者は、29歳以下が減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

《目標指標》

- ・小中学校における防災教育の実施率 100% (R2) →100% (R7)

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靭化に係る指針となるものであることから、国土強靭化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表1】脆弱性評価結果

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
住宅・建築物等の耐震化(建設課) <ul style="list-style-type: none">○ 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、全国平均に比べ遅れおり、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。
空き公共施設の解体計画の推進(総合政策課) <ul style="list-style-type: none">○ 用途を廃止し、今後も活用する見込みのない老朽化した公共施設については、「尾花沢市空き公共施設解体計画」に基づき、計画的に解体する必要がある。
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化(建設課) <ul style="list-style-type: none">○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
市営住宅の老朽化対策(建設課) <ul style="list-style-type: none">○ 市営住宅の約半数は、今後10年以内に耐用年数の1/2を経過するため、計画的なストック管理（修繕、改善、耐震化等）を推進する必要がある。
空き家対策(防災危機管理課、定住応援課、建設課) <ul style="list-style-type: none">○ 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空き家対策を推進する必要がある。
家具の転倒防止対策(防災危機管理課、建設課) <ul style="list-style-type: none">○ 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるものほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。
緊急輸送道路等の整備・確保(建設課) <ul style="list-style-type: none">○ 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。
街路・都市施設の整備(建設課、防災危機管理課)

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。

大規模盛土造成地対策の推進(建設課)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある土地を把握するため、変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供していく必要がある。

救急業務の高度化(消防本部)

- 救急出動の際に高度救命処置のできる救急救命士の常時搭乗を目指すには、救急救命士の実員数が不足しているため、2台目、3台目の救急要請時に救急救命士が搭乗できない場合がある。

福祉避難所の指定(防災危機管理課、福祉課)

- 高齢者、障がい者等の要援護者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する必要がある。

避難場所の指定、耐震化・設備整備(防災危機管理課)

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所が十分に指定されていないため早急に対応する必要がある。指定避難所が指定されているが、避難所の場所や建物など、継続的な検討が必要である。
- 避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、衛星携帯電話などの非常用通信機器の整備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。

消防車両の計画的な更新(消防本部)

- 大規模災害時の消防力の確保の為、消防車両について、ポンプ自動車15年、救急車5年その他の車両20年での更新を計画しているが、消防車両需要の高まりによる価格の高騰で、予算面から計画通りに更新が進まない場合がある。

《現状指標》

- ・住宅耐震化率 64.7% (H30)
- ・救急救命士育成計画 8人 (R1)
- ・市営住宅設備点検回数 6回/年 (R1)
- ・空き家Dランク（倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い）の戸数 32戸 (R1)
- ・家具転倒防止対策PR回数 1回/年 (R1)
- ・防災機能のある公園整備 0箇所 (R1)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

中央診療所の維持管理等(中央診療所)

- 不特定多数が集まる施設である中央診療所については、耐震基準は満たしているが、老朽化が進んでいる。施設の老朽化対策により、安全性を確保する必要がある。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策(商工観光課、建設課)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化(福祉課、建設課、こども教育課、社会教育課)

- 学校、病院、大規模店舗、旅館等多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する必要がある。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応が必要である。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化率は100%であるが、耐震化されていない公共施設等で、今後も必要とする施設については、計画的な耐震化に取り組む必要がある。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている、公立学校施設全体の耐震化率は10割を達成している。しかし、多くの学校が築20年を越え老朽化が進んでおり、計画的な改修が必要である。
- **体育施設、各地区公民館等の社会教育施設**は避難所の指定を受けているものも多いが、公立学校施設と同様に老朽化が進んでおり、計画的な回収が必要である。
- 保育所施設の耐震化は行われているが、今後、経年で改修が必要となる施設について、**老朽度診断調査結果**に基づく**計画的な修繕計画**を策定し、適切な対応を促進する必要がある。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。
- 災害発生時において多数の傷病者の受入れが想定される中央診療所については、施設の耐震化は完了しているが、民間病院などについても、補助制度の活用等を図りながら、耐震化を進める必要がある。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている各地区公民館や体育施設等の社会教育施設は、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する必要がある。

都市公園施設の耐震化・維持管理(建設課)

- 市の公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(防災危機管理課)

- 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

消防用施設の整備拡充(消防本部)

- 大規模地震等で未耐震の防火水槽の水漏れや、断水で消火栓が使用できない時に、火災が同時多発的に発生すれば水利の不足が起り、更に大規模な火災につながる恐れがある。

消防団員の確保(消防本部)

- 消防団員の就労の形態や人口の減少により、日中の消防団員の不足が懸念されるため消防団員を確保する必要がある。

消防団員の装備（消防本部）

- 消防団員の安全装備品として配備すべき物品が全団員に配備されておらず、災害出動時の活動において、活動指示、命令の欠如により受傷する危険がある。

消防団の車両整備（消防本部）

- 地域の消防団員の不足及び就労形態の変化により小型ポンプを搬送する車両の手配が難しくなってきており、火災発生時の初動が遅れる可能性がある。
○ 消防団車両の老朽により、災害発生時に出動が出来なくなる恐れがある。

《現状指標》

- ・遊具点検回数 1回/年 (R1)
- ・耐震性貯水槽整備計画 59基 (R1)
- ・消防団装備品整備 58.36% (R1)
- ・家具転倒防止対策PR回数 1回/年 (R1)
- ・学校施設の長寿命化計画の策定 未策定 (R2)

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

洪水ハザードマップの作成(防災危機管理課)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップを、管内の対象河川すべてについて作成する必要がある。また、市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図については、国の基準改正等を踏まえ国及び県が適宜見直しを行い、市町村へ提供してもらう必要がある。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(防災危機管理課、建設課)

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等について、県が発信する「山形県河川・砂防情報システム」をはじめとする各種情報を的確に市民に周知する必要がある。

治水対策の推進(建設課)

- 近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増しているため、県と連携し、河川改修や浚渫作業など、治水効果の早期発現を図る必要がある。

河川管理施設の維持管理(建設課)

- 水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新を行う必要がある。
○ 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

都市部における内水浸水対策(建設課)

- 近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大しているため、必要な施設整備を進める必要がある。

水防対策装備の充実(消防本部)

- 現在消防本部に装備されている救助艇は定員6人乗船で船外機付きの船であるが、局地的な大雨による河川の氾濫など水深のない場合の操船に適しておらず、水害後期の活動になる避難支援の際はボートが機能せず対応が遅れる事が想定される。

避難勧告等の具体的な発令基準の策定(防災危機管理課)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準について、適宜見直しを行う必要がある。

タイムラインの運用(防災危機管理課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

消防団員の確保（消防本部）

- 消防団員の就労の形態や人口の減少により、日中の消防団員の不足が懸念されるため消防団員を確保する必要がある。

消防団員の装備（消防本部）

- 消防団員の安全装備品として配備すべき物品が全団員に配備されておらず、災害出動時の活動において、活動指示、命令の欠如により受傷する危険がある。

消防団の車両整備（消防本部）

- 地域の消防団員の不足及び就労形態の変化により小型ポンプを搬送する車両の手配が難しくなってきており、火災発生時の初動が遅れる可能性がある。
- 消防団車両の老朽により、災害発生時に出動が出来なくなる恐れがある。

《現状指標》

- ・洪水タイムラインの策定 未策定 (R 2)
- ・消防団装備品整備 58.36% (R 1)
- ・普通河川浚渫箇所数 0 箇所 (R 1)
- ・水門・樋門等点検回数 6 回 (R 1)
- ・氾濫想定箇所点検 6 回 (R 1)

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理課、建設課）

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。

砂防施設の整備・維持管理（建設課）

- 土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の再度災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する必要がある。
- 県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する必要がある。

土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定（防災危機管理課）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準について、適宜見直しを行う必要がある。

治山施設等の土砂災害対策（農林課）

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

《現状指標》

- ・過去の災害発生箇所点検 6 回 (R 1)
- ・砂防区域の点検 6 回 (R 1)

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

暴風雪時における的確な道路管理(建設課)

- 暴風雪時において、「豪雪対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施する必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早急に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を推進する必要がある。

道路の防雪施設の整備(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

道路の除雪体制等の確保(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

豪雪時の除雪体制等の整備(福祉課)

- 住居の除雪を自力で行うことが困難な高齢者等に対し、除雪援助員を派遣し、豪雪時においても住居の保全と心身の安定を確保する必要がある。

雪下ろし事故を防止するための注意喚起(防災危機管理課)

- 雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の6割以上が高齢者となっている。このため、屋根雪下ろし及び落雪事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

豪雪災害時の災害救助法の適用(防災危機管理課)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

《現状指標》

- ・市道流雪溝整備率 76% (R1)
- ・道路除雪機械配備数 26台 (R1)

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供(防災危機管理課、建設課)

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等について、県が発信する「山形県河川・砂防情報システム」をはじめとする各種情報を的確に市民に周知する必要がある。

防災訓練の充実(防災危機管理課、社会教育課)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

災害時の要援護者支援(防災危機管理課、福祉課)

- 災害時要援護者の避難行動や避難生活を支援するために必要な災害時要援護者台帳や個別計画について、災害時要援護者台帳は作成済みで毎年更新作業を実施しているが、個別計画について作成を促進する必要がある。

災害時における住民への情報伝達(防災危機管理課)

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する同報系防災行政無線については、本市では整備済みであるが、難聴区域の解消が課題となっているため、今後対策を進める必要がある。

自主防災組織の育成強化等(防災危機管理課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、本市では組織率が100%となっているものの、活動内容に差があることから、各自主防災組織の活動を支援する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

防災教育の充実(防災危機管理課、こども教育課教育指導室)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、市報や防災情報ガイドなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。
- 防災教育に取り組んでいるが、引き続き、防災教育の充実等を図る必要がある。

消防関係設備の維持管理（消防本部）

- 消防通信設備の不具合により、大規模災害時の災害地からの情報伝達が遮断され、救援行動に遅れが生じる可能性がある。

《現状指標》

- ・小中学校における防災教育の実施率 100% (R1)

目標2 大規模視線災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

食料等の備蓄(防災危機管理課)

- 家庭における備蓄については、3日分の食料と飲料水の備蓄が基本であり、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 各自主防災会における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災危機管理課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うことに加え、新たな協定締結先や支援分野について協定締結を推進する必要がある。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を各地区へ円滑に供給するため、供給ルートや体制を構築する必要がある。

「道の駅」の防災拠点化(建設課)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る必要がある。

緊急輸送道路等の整備・確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。

簡易水道施設の耐震化、老朽化対策及び停電時の非常用電源の確保(環境エネルギー課)

- 施設の耐震化が進んでいないことと、長時間の停電の場合、非常用電源の確保が一部しかないと、水が作れないことが懸念される。

上水道施設の耐震化・老朽化対策(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 水道管路の耐震化率は、R4年度末現在、28.25%であり、石綿セメント管も13.5km残存している状況のため、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

応急給水体制などの整備(環境エネルギー課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災危機管理課、福祉課)

- 災害ボランティアセンター運営体制整備のための検討会を開催し、行政・社会福祉協議会等間の連携体制づくりに取組み、受入体制及び活動環境の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

《現状指標》

- ・防災トイレの整備 0箇所 (R1)
- ・道の駅防災倉庫の整備 0箇所 (R1)
- ・簡易水道施設の耐震化率 53.4% (R2)
- ・老朽管更新による耐震化率の向上 28.25% (R4)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

孤立集落アクセスルートの確保(建設課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する必要がある。

孤立危険性のある集落との通信手段の確保(防災危機管理課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保する必要がある。

治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進(農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

《現状指標》

- ・幹線市道の舗装率 91% (R1)

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防関係施設の耐震化・老朽化対策(消防本部)

- 災害時に防災拠点となる消防庁舎の耐震化は完了している。今後は適正な施設の維持管理を図る必要がある。

消防、救急の受援計画の策定と継続訓練(消防本部)

- 消防体制が劣勢になった場合の対策として、山形県消防広域応援体制や緊急消防援助隊等、様々なケースで受援する際の具体的な方針等を明示した計画の策定や対応力強化に向けた恒常的な訓練を行う必要がある。

特殊災害対応装備の拡充(消防本部)

- 特殊災害（テロ、武力攻撃等）において発生した化学物質等により市民が被害を受けた場合、対応できる資機材が無く初動で救助可能な事案の場合、救出が遅れる可能性がある。

自衛隊・警察との連携(防災危機管理課、市民税務課)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

《現状指標》

- N B C 灾害対応資機材整備 未整備 (R1)

※N B C 灾害…核(nucler)、生物(biological)、化学物質(chemicak)による特殊災害

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

医療機関での非常時対応体制(中央診療所)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。

緊急車両に供給する燃料の確保(防災危機管理課、財政課、消防本部、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点となる医療施設等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両等へ供給する燃料を確保する必要がある。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

医療機関における食糧等の備蓄(中央診療所)

- 医療機関において、1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を行う必要がある。

ドクターヘリの活用による救急医療体制(消防本部、健康増進課)

- 災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間でも安全に使用するためのランデブーポイントの維持に努める必要がある。

在宅での医療的ケア児や人工透析、周産期にある方の支援体制(健康増進課)

- 災害発生時における妊婦や乳幼児及び年々増加傾向にある人工透析者や在宅の医療的ケア児に対する、避難所確保と健康管理、医療情報提供等の体制を整備する必要がある。

緊急輸送道路等の整備・確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。

社会福祉施設等における食糧等の備蓄(防災危機管理課、福祉課)

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導されていることから、引き続き周知を図る必要がある。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫対策の推進(健康増進課)

- 災害時における感染症の発生防止のためには速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要があるが、予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の本市の接種率は約97.1%（H30）、同四種混合ワクチン接種率は約91.7%（H30）、高齢者インフルエンザワクチン接種率は約54.5%（H30）にとどまっている。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。

《現状指標》

- ・麻しん風しんワクチン（第2期）接種率 97.1%（H30）

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

庁舎等の耐震化・維持管理等(財政課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 令和元年度に完成した市役所新庁舎は新耐震基準により建設されている。今後は計画的な維持管理を進めていく必要がある。
- 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の庁舎や設備の老朽化に伴い維持補修・更新を実施しているが、耐震化・長寿命化を計画的に推進する必要がある。

業務継続に必要な体制の整備(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 地震等の大規模災害発生時に迅速かつ的確に尾花沢市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「尾花沢市業務継続計画」が策定されているところであり、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。

大規模災害時における広域連携(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、岩沼市、大崎市、加美町、大石田町との相互応援協定や防災上の連携・協力に関する協定締結している。今後、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める必要がある。
- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、関係各所との連携を推進する必要がある。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段の確保が必要である。

体育施設、各地区公民館等の維持確保(社会教育課)

- 体育施設、各地区公民館等の不特定多数が集まる施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。これまで、各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等、必要な取組みを進めてきているが、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

I T部門における業務継続体制の整備(総務課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T – B C P (情報システムの業務継続計画) を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T – B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。

- 市では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線には、複数の通信経路が確保できる網状回線を採用して耐障害性を高めているが、断線不通のリスクを更に減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進めていく必要がある。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める必要がある。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

消防関係設備の維持管理（消防本部）

- 消防通信設備の不具合により、大規模災害時の災害地からの情報伝達が遮断され、救援行動に遅れが生じる可能性がある。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

災害情報伝達手段の確保(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、住民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート※）、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

※ Lアラート…災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(防災危機管理課、総合政策課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する同報系防災行政無線については、本市では整備済みであるが、難聴区域の解消が課題となっているため、今後整備を進める必要がある。
- 災害時、住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等と連携し、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

自主防災組織の育成(防災危機管理課、市民税務課、福祉課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織について、組織強化を促進する必要がある。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。

目標 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

企業の事業継続計画（B C P）の策定促進(商工観光課企業振興室)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするために、予め事業継続計画（B C P）を策定しておくことが極めて有効であることから、企業におけるB C P策定を促進する必要がある。

リスク分散を重視した企業誘致等(商工観光課企業振興室)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。

《現状指標》

- ・企業立地件数 0 件 (R1)

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

エネルギー供給事業者との連絡(防災危機管理課、環境エネルギー課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を構築し、事業者との連絡体制を強化する必要がある。

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課)

- 大規模災害時に市内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、市内外を結ぶ高速道路や国道、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」の国道 347 号を早急に冬期 24 時間通年通行が可能となるよう整備する必要がある。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

奥羽・羽越新幹線の整備(総合政策課)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県では、まだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。

鉄道施設の耐震化・防災対策(総合政策課)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

地方航空ネットワークの維持・拡大(総合政策課)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。

《現状指標》

- ・橋梁点検率 100% (R 1)

5-4) 食料等の安定供給の停滞

災害時における生鮮食料品の安定供給(農林課)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じる必要がある。また、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時においても業務を継続できるような体制の確立を図る必要がある。

食料生産基盤の整備(農林課)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

目標 6 大規模複線災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

エネルギー供給事業者との連絡(防災危機管理課、環境エネルギー課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を構築し、事業者との連絡体制を強化する必要がある。

再生可能エネルギーの導入拡大(環境エネルギー課)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、災害リスクに対応した、家庭・事業所・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

上水道施設の耐震化・老朽化対策(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 水道管路の耐震化率は、R4年度末現在、28.25%であり、石綿セメント管も13.5km残存している状況のため、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

簡易水道施設の耐震化、老朽化対策及び停電時の非常用電源の確保(環境エネルギー課)

- 施設の耐震化が進んでいないことと、長時間の停電の場合、非常用電源の確保が一部しかないとため、水が作れないことが懸念される。

農業水利施設の耐震化・老朽化対策(農林課)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

災害時の応急給水体制などの整備(環境エネルギー課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

《現状指標》

- ・簡易水道施設の耐震化率 53.4% (R2)
- ・石綿管更新による耐震化率の向上 24.46% (R1)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

農業集落排水施設の機能診断の実施による適切な維持修繕及び非常用電源の確保(環境エネルギー課)

- 機能診断の計画があるものの、停電時の非常用電源がないため、長時間の停電の場合、施設の簡水が懸念される。

下水道に係る業務継続計画（B C P）策定・施設耐震化等(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 下水道に係る業務継続計画（B C P）について、策定済みであるが簡易版にとどまっている。災害時に備え、より実効性のある下水道B C Pの策定を促進する必要がある。また、下水道施設の耐震化は途上にあることから、引き続き着実に進める必要がある。さらに、下水道施設の長寿命化計画策定率は、未策定であるため計画策定を推進し、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を着実に進める必要がある。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策(環境エネルギー課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。

合併処理浄化槽への転換(環境エネルギー課)

- 尾花沢市生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

《現状指標》

- ・農業集落排水施設の非常用発電設備の確保 0台 (R2)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

鉄道施設の耐震化・防災対策(総合政策課)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

路線バス等地域公共交通の確保(市民税務課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

農道施設の耐震化・長寿命化対策(農林課)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

災害に強い路網整備の推進(農林課)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備、治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

《現状指標》

- ・橋梁点検率 100% (R1)

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

砂防施設の整備・維持管理(建設課)

- 土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の再度災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する必要がある。
- 県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する必要がある。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(防災危機管理課、建設課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

ため池等の耐震化・ハザードマップ作成(防災危機管理課、農林課)

- ため池やダムの決壊による被害を未然に防止するため、ため池等の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

治山施設等の土砂災害対策(農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

危険物施設の耐震化(消防本部)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(消防本部)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・農業用施設等の保全管理(農林課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

治山施設等の土砂災害対策(農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

水道水中の放射性物質の確認(環境エネルギー課)

- 放射性物質の検査が自前でできないため、安全性の確保が懸念される。

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(防災危機管理課、農林課、商工観光課、環境エネルギー課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

目標8 大規模視線災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画の策定(環境エネルギー課)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「尾花沢市災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

ごみ処理施設整備計画の策定(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- ごみ処理施設の建物は現在の建築基準を満たしておらず、大規模災害発生時に倒壊や設備の破損等が生じる可能性があるため、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、ごみ処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテルリアリサイクル推進施設)整備を推進する。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

建設関係団体との連携強化(防災危機管理課、建設課)

- 市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

復旧・復興を担う人材の育成(建設課、商工観光課企業振興室)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- 市内の建設業就業者は、29歳以下が減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの維持(中央公民館)

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から支え合える地域づくりを促進する必要がある。

自主防災組織の育成強化(防災危機管理課、中央公民館)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、本市では組織率が100%となっているものの、活動内容に差があることから、各自主防災組織の活動を支援する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

被災者生活再建支援制度の拡充(防災危機管理課)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

迅速な復興に資する地籍調査(市民税務課)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、進捗率は 44.5% (H31) と県平均 (49%) を下回っており、十箇年計画に応じて計画的に推進する必要がある。

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課)

- 大規模災害時に市内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、市内外を結ぶ高速道路や国道、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」の国道 347 号を早急に冬期 24 時間通年通行が可能となるよう整備する必要がある。

奥羽・羽越新幹線の整備(総合政策課)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県では、まだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。

緊急輸送道路等の整備・確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。

《現状指標》

- ・ 地籍調査事業の再開 0 工区 (R2)

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

住宅・建築物等の耐震化（建設課）

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、全国平均に比べ遅れおり、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

空き公共施設の解体計画の推進（総合政策課）

- 用途を廃止し、今後も活用する見込みのない老朽化した公共施設については、「尾花沢市空き公共施設解体計画」に基づき、計画的に解体する。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化（建設課）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

市営住宅の老朽化対策（建設課）

- 市営住宅の約半数は、今後10年以内に耐用年数の1/2を経過するため、計画的なストック管理（修繕、改善、耐震化等）を推進する。

空き家対策（防災危機管理課、定住応援課、建設課）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空き家対策を推進する。

家具の転倒防止対策（防災危機管理課、建設課）

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるものほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていていることから、家具の転倒防止対策を推進する。

緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

街路・都市施設の整備（建設課、防災危機管理課）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

大規模盛土造成地対策の推進(建設課)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある土地を把握するため、変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供していく。

救急業務の高度化(消防本部)

- 救急出場時に常時救急救命士が搭乗可能なように、継続的に救急救命士の養成を図る。

福祉避難所の指定(防災危機管理課、福祉課)

- 福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する。

避難場所の指定、耐震化・設備整備(防災危機管理課)

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、並びに指定避難所について設備整備を行う。
- 避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

消防車両の計画的な更新(消防本部)

- 現在、緊急消防援助隊への登録と併せて補助金や起債を利用し、消防ポンプ自動車や救急自動車を更新しているが、今後も計画的に老朽車両を更新し、消防力を確保していく必要がある。

《目標指標》

- ・住宅耐震化率 64.7% (H30) → 90.0% (R6)
- ・救急救命士育成計画 8人 (R1) → 12人 (R6)
- ・市営住宅設備点検回数 6回/年 (R1) → 12回/年 (R6)
- ・空き家Dランク（倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急性が極めて高い）の戸数 32戸 (R1) → 16戸 (R6)
- ・家具転倒防止対策PR回数 1回/年 (R1) → 3回/年 (R6)
- ・防災機能のある公園整備 0箇所 (R1) → 4箇所 (R6)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

中央診療所の維持管理等(中央診療所)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、老朽化部分の整備を促進する。地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、老朽化対策により安全性の確保を図る。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策(商工観光課、建設課)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化(福祉課、建設課、こども教育課、社会教育課)

- 学校、病院、大規模店舗、旅館等多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づき対応する。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化率は100%であるが、耐震化されていない公共施設等で、今後も必要とする施設については、計画的な耐震化に取り組む。
- 老朽化の進む学校の、計画的な維持改修工事を行う。
- 公民館や青少年教育施設等の社会教育施設は避難所の指定を受けているものも多いが、公立学校施設と比較すると耐震化は進んでいないため、未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。
- 保育所施設の耐震化は行われているが、今後、経年で改修が必要となる施設について、助成制度を活用しながら耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する。
- 災害発生時において多数の傷病者の受入れが想定される中央診療所については、施設の耐震化は完了しているが、民間病院などについても、補助制度の活用等を図りながら、耐震化を進める。
- 各地区公民館や体育施設等の社会教育施設は、耐震診断を実施し、診断結果に基づく対応を実施しているが、今後は施設の適正な維持管理に努めていく。

都市公園施設の耐震化・維持管理(建設課)

- 市の公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(防災危機管理課)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

消防用施設の整備拡充(消防本部)

- 年間数基の耐震性貯水槽の配備を継続し、消火栓のみに頼ることのないよう各地区の水利充足率を向上する。

消防団員の確保(消防本部)

- 各地区の潜在的な人材の消防団への入団を促進するために消防団に対する理解を向上する事に重点を置いた広報活動を展開する。
- 女性消防団員の推進のため、女性の意見等を反映する仕組みを構築する。
- 消防団員の負担軽減のため、各種行事や訓練方法の見直し、出動手当等、処遇の改善を図る。
- 消防団員の減少に伴い、迅速かつ効率的な活動に支障を及ぼすことを考慮し、人員減少部の消防団再編も視野に入れ検討する。

消防団員の装備（消防本部）

- 消防団員の安全な活動のため、補助金等を活用し、消防団装備の基準に沿った配備と地域の実情に応じた装備品の配備を進める。

消防団の車両整備（消防本部）

- 消防団の再編の推進とあわせ、少人数でのポンプ搬送が可能な軽積載車の配備を検討していく。
- 消防団の車両の適正な維持管理と老朽車両の更新を計画的に行う。

《目標指標》

- ・遊具点検回数 1回/年（R1）→2回/年（R6）
- ・耐震性貯水槽整備計画 59基（R1）→69基（R6）
- ・消防団装備品整備 58.36%（R1）→100%（R6）
- ・家具転倒防止対策PR回数 1回/年（R1）→3回/年（R6）
- ・学校施設の長寿命化計画の策定 未策定（R2）→策定（R3）

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

洪水ハザードマップの作成(防災危機管理課)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップを、優先度の高い河川から作成する。また、市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図については、国の基準改正等を踏まえ河川管理者が適宜見直しを行い、市へ提供してもらう。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(防災危機管理課、建設課)

- 予め災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の公表・周知に加え、豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「山形県河川・砂防情報システム」を活用し、住民への周知強化等を図る。

治水対策の推進(建設課)

- 近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増しているため、県と連携し、河川改修や浚渫作業など、治水効果の早期発現を図る。

河川管理施設の維持管理(建設課)

- 水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新を行う。
- 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点を置いて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に發揮できるようにする。

都市部における内水浸水対策(建設課)

- 近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大しているため、必要な施設整備を進める。

水防対策装備の充実(消防本部)

- 現行の救助艇と併せて、搬送及び水深のない災害でも対応可能な乗船定員6人以下の小型ボートの配備及び、水害活動は全般に長時間の活動になるので、救助用胴長靴の配備等、装備の充実を目指す。

避難勧告等の具体的な発令基準の策定(防災危機管理課)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準について、適宜見直しを行う。

タイムラインの運用(防災危機管理課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

消防団員の確保（消防本部）

- 各地区の潜在的な人材の消防団への入団を促進するために消防団に対する理解を向上する事に重点を置いた広報活動を展開する。
- 女性消防団員の推進のため、女性の意見等を反映する仕組みを構築する。
- 消防団員の負担軽減のため、各種行事や訓練方法の見直し、出動手当等、処遇の改善を図る。
- 消防団員の減少に伴い、迅速かつ効率的な活動に支障を及ぼすことを考慮し、人員減少部の消防団再編も視野に入れ検討する。

消防団員の装備（消防本部）

- 消防団員の安全な活動のため、補助金等を活用し、消防団装備の基準に沿った配備と地域の実情に応じた配備品の装備を進める。

消防団の車両整備（消防本部）

- 消防団の再編の推進とあわせ、少人数でのポンプ搬送が可能な軽積載車の配備を検討していく。
- 消防団の車両の適正な維持管理と老朽車両の更新を計画的に行う。

《目標指標》

- ・洪水タイムラインの策定 未策定 (R2) →策定 (R6)
- ・消防団装備品整備 58.36% (R1) →100% (R6)
- ・普通河川浚渫箇所数 0箇所 (R1) →5箇所 (R6)
- ・水門・樋門等点検回数 6回 (R1) →12回 (R6)
- ・氾濫想定箇所点検 6回 (R1) →12回 (R6)

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災危機管理課、建設課)

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

砂防施設の整備・維持管理(建設課)

- 土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の再度災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する。
- 県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。

土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定(防災危機管理課)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準について、適宜見直しを行う。

治山施設等の土砂災害対策(農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

《目標指標》

- ・過去の災害発生箇所点検 6回（R1）→12回（R6）
- ・砂防区域の点検 6回（R1）→12回（R6）

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

暴風雪時における的確な道路管理(建設課)

- 暴風雪時において、「豪雪対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施する。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早急に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を推進する。

道路の防雪施設の整備(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

道路の除雪体制等の確保(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策を行う。

豪雪時の除雪体制等の整備(福祉課)

- 住居の除雪を自力で行うことが困難な高齢者等に対し、除雪援助員を派遣し、豪雪時においても住居の保全と心身の安定を確保する。

雪下ろし事故を防止するための注意喚起(防災危機管理課)

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

豪雪災害時の災害救助法の適用(防災危機管理課)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

《目標指標》

- ・市道流雪溝整備率 76% (R1) → 80% (R6)
- ・道路除雪機械配備数 26台 (R1) → 26台 (R6)

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供(防災危機管理課、建設課)

- 予め災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の公表・周知に加え、豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「山形県河川・砂防情報システム」を活用し、住民への周知強化等を図る。

防災訓練の充実(防災危機管理課、社会教育課)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

災害時の要援護者支援(防災危機管理課、福祉課)

- 災害時要援護者の避難行動や避難生活を支援するために必要な災害時要援護者台帳や個別計画について、災害時要援護者台帳は作成済みで毎年更新作業を実施しているが、個別計画について作成を促進する。

災害時における住民への情報伝達(防災危機管理課)

- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する同報系防災行政無線については、本市では整備済みであるが、難聴区域の解消が課題となっているため、今後対策を進める。

自主防災組織の育成強化等(防災危機管理課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、活動を支援する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

防災教育の充実(防災危機管理課、こども教育課教育指導室)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、市報や防災情報ガイドなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る。
- 防災教育に取り組んでいるが、引き続き、防災教育の充実等を図る。

消防関係設備の維持管理（消防本部）

- 計画に沿った通信指令施設の適正な維持管理と改修を行う。
- 自家発電設備の適正な維持管理で、災害による電源遮断時にも365日24時間、緊急通報の受け入れ態勢を維持する。
- 消防団へIP無線機等の機器を配備し、各地区で発生する自然災害での連絡体制を確保する。

《目標指標》

- ・小中学校における防災教育の実施率 100% (R1) →100% (R6)

目標2 大規模複数災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

食料等の備蓄(防災危機管理課)

- 家庭における備蓄については、3日分の食料と飲料水の備蓄が基本であり、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 各自主防災会における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災危機管理課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うことに加え、新たな協定締結先や支援分野について協定締結を推進する必要がある。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を各地区へ円滑に供給するため、供給ルートや体制を構築する。

「道の駅」の防災拠点化(建設課)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る。

緊急輸送道路等の整備・確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

簡易水道施設の耐震化、老朽化対策及び停電時の非常用電源の確保(環境エネルギー課)

- 施設の耐震化と非常用電源の確保を進める

上水道施設の耐震化・老朽化対策(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

応急給水体制などの整備(環境エネルギー課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災危機管理課、福祉課)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制及び活動環境の整備に向けた取組みを促進する。

《目標指標》

- ・ 防災トイレの整備 0箇所 (R1) → 1箇所 (R3)
- ・ 道の駅防災倉庫の整備 0箇所 (R1) → 2箇所 (R6)
- ・ 簡易水道施設の耐震化率 53.4% (R2) → 56.4% (R7)
- ・ 石綿管更新による耐震化率の向上 24.46% (R1) → 34.22% (R20)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

孤立集落アクセスルートの確保(建設課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。

孤立危険性のある集落との通信手段の確保(防災危機管理課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保する。

治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進(農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

《目標指標》

- ・幹線市道の舗装率 91% (R1) → 95% (R6)

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防関係施設の耐震化・老朽化対策(消防本部)

- 災害時に防災拠点となる消防庁舎の耐震化は完了している。今後は適正な施設の維持管理を図る。

消防、救急の受援計画の策定と継続訓練(消防本部)

- 消防体制が劣勢になった場合の対策として、山形県消防広域応援体制や緊急消防援助隊の派遣等、様々なケースで受援する際の具体的な方針等を明示した計画の策定や対応能力強化に向けた恒常的な訓練を行う。

特殊災害対応装備の拡充(消防本部)

- 特殊災害発生時、当市消防で出来る対応は限られており、山形県消防広域応援や緊急消防援助隊に頼らざるを得ない状況で、最低限の装備として、初期段階で救出可能な場合に市民の救出等に対応できる防護服や除染資機材等の配備を目指す。

自衛隊・警察との連携(防災危機管理課、市民税務課)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

《目標指標》

- ・ N B C 災害対応資機材整備 未整備 (R 1) →整備済 (R 6)

※N B C 災害…核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害のこと

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

医療機関での非常時対応体制(中央診療所)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

緊急車両に供給する燃料の確保(防災危機管理課、財政課、消防本部、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

医療機関における食糧等の備蓄(中央診療所)

- 医療機関において、1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄が必要であることから、今後、入院患者状況を把握しながら、備蓄体制整備を検討していく。

ドクターへリの活用による救急医療体制(消防本部、健康増進課)

- 災害時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るために、ランデブーポイントを冬季間でも安全に確保する体制を維持推進する。

在宅での医療的ケア児や人工透析、周産期にある方の支援体制(健康増進課)

- 災害発生時における妊婦や乳幼児及び年々増加傾向にある人工透析者や在宅の医療的ケア児に対する、避難所確保と健康管理、医療情報提供等の体制を整備する。

緊急輸送道路等の整備・確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

社会福祉施設等における食糧等の備蓄(防災危機管理課、福祉課)

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導されており、引き続き周知を図る。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫対策の推進(健康増進課)

- 平時から、災害発生時における速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

《目標指標》

- ・麻しん風しんワクチン（第2期）接種率 97.1%（H30）→100%（R6）

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

庁舎等の耐震化・維持管理等(財政課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 令和元年度に完成した市役所新庁舎は新耐震基準により建設されている。今後は計画的な維持管理を進めていく。
- 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の庁舎の耐震化・長寿命化を推進し、計画的な維持管理・更新を行う。

業務継続に必要な体制の整備(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 地震等の大規模災害発生時に迅速かつ的確に尾花沢市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「尾花沢市業務継続計画」が策定されているところであり、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく。

大規模災害時における広域連携(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、岩沼市、大崎市、加美町、大石田町との相互応援協定や防災上の連携・協力に関する協定締結している。今後、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。
- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、関係各所との連携を強化し推進する。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める。

体育施設、各地区公民館等の維持確保(社会教育課)

- 体育施設、各地区公民館等の不特定多数が集まる施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

I T 部門における業務継続体制の整備(総務課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T – B C P (情報システムの業務継続計画) を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T – B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 市では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線には、複数の通信経路が確保できる網状回線を採用して耐障害性を高めているが、断線不通のリスクを更に減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進めていく。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、非常用電源設備の整備を促進する。

消防関係設備の維持管理（消防本部）

- 計画に沿った通信指令施設の適正な維持管理と改修を行う。
- 自家発電設備の適正な維持管理で、災害による電源遮断時にも365日24時間、緊急通報の受け入れ態勢を維持する。
- 消防団へIP無線機等の機器を配備し、各地区で発生する自然災害での連絡体制を確保する。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

災害情報伝達手段の確保(防災危機管理課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、住民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート※）、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(防災危機管理課、総合政策課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する同報系防災行政無線については、本市では整備済みであるが、難聴区域の解消が課題となっているため、今後整備を進める。
- 災害時、住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等と連携し、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

自主防災組織の育成(防災危機管理課、市民税務課、福祉課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について組織強化を促進する。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。

目標 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

企業の事業継続計画（B C P）の策定促進(商工観光課企業振興室)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、企業におけるB C P策定を促進する。

リスク分散を重視した企業誘致等(商工観光課企業振興室)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

《目標指標》

- ・事業所におけるB C P策定件数 →1件/年 (R6)
- ・企業立地件数 0件 (R1) →1件 (R6)

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

エネルギー供給事業者との連絡(防災危機管理課、環境エネルギー課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を構築し、事業者との連絡体制を強化する。

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課)

- 大規模災害時に市内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、市内外を結ぶ高速道路や国道、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」の国道347号を早急に24時間通年通行が可能となるよう整備する。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

奥羽・羽越新幹線の整備(総合政策課)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

鉄道施設の耐震化・防災対策(総合政策課)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

地方航空ネットワークの維持・拡大(総合政策課)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。

《目標指標》

- ・橋梁点検率 100% (R1) →100% (R6)

5-4) 食料等の安定供給の停滞

災害時における生鮮食料品の安定供給(農林課)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じるよう働きかけを行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図るために、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等によるB C P (事業継続計画) の策定等を促進する。

食料生産基盤の整備(農林課)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

目標 6 大規模視線災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

エネルギー供給事業者との連絡(防災危機管理課、環境エネルギー課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を構築し、事業者との連絡体制を強化する。

再生可能エネルギーの導入拡大(環境エネルギー課)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、民間事業所の大規模発電事業の展開促進によるエネルギー供給量の確保を図るとともに、災害リスクに対応した、家庭・事業所・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

上水道施設の耐震化・老朽化対策(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

簡易水道施設の耐震化、老朽化対策及び停電時の非常用電源の確保(環境エネルギー課)

- 施設の耐震化と非常用電源の確保を進める

農業水利施設の耐震化・老朽化対策(農林課)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

災害時の応急給水体制などの整備(環境エネルギー課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

《目標指標》

- ・簡易水道施設の耐震化率 53.4% (R 2) → 56.4% (R 7)
- ・石綿管更新による耐震化率の向上 24.46% (R 1) → 34.22% (R 20)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

農業集落排水施設の機能診断の実施による適切な維持修繕及び非常用電源の確保(環境エネルギー課)

- 非常用電源の確保を進める。

下水道に係る業務継続計画（B C P）策定・施設耐震化等(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- より実効性のある下水道B C Pの策定、及び下水道施設の耐震化計画、長寿命化計画の策定を推進し、災害時の確実な業務遂行に努めるとともに老朽化対策を着実に進める。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策(環境エネルギー課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

合併処理浄化槽への転換(環境エネルギー課)

- 尾花沢市生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

《目標指標》

- ・農業集落排水施設の非常用発電設備の確保 0台 (R2) → 2台 (R7)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

鉄道施設の耐震化・防災対策(総合政策課)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

路線バス等地域公共交通の確保(市民税務課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

農道施設の耐震化・長寿命化対策(農林課)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

災害に強い路網整備の推進(農林課)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

《目標指標》

- ・橋梁点検率 100% (R1) → 100% (R6)

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

砂防施設の計画的な維持管理(建設課)

- 土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の再度災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する。
- 県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(防災危機管理課、建設課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

ため池等の耐震化・ハザードマップ作成(防災危機管理課、農林課)

- ため池やダムの決壊による被害を未然に防止するため、ため池等の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

治山施設等の土砂災害対策(防災危機管理課、農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

危険物施設の耐震化(消防本部)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(消防本部)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・農業用施設等の保全管理(農林課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

治山施設等の土砂災害対策(農林課)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

水道水中の放射性物質の確認(環境エネルギー課尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- 放射性物質の検査体制の確立を図る

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(防災危機管理課、農林課、商工観光課、環境エネルギー課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地や農作物等に関する定期的な情報発信を行うなど平時から関係機関等との連携を図る。

目標8 大規模視線災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画の策定(環境エネルギー課)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「尾花沢市災害廃棄物処理計画」の策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

ごみ処理施設整備の推進(尾花沢市大石田町環境衛生事業組合)

- ごみ処理施設の建物は現在の建築基準を満たしておらず、大規模災害発生時に倒壊や設備の破損等が生じる可能性があるため、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテルリアルリサイクル推進施設）整備を推進する。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

建設関係団体との連携強化（防災危機管理課、建設課）

- 市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

復旧・復興を担う人材の育成（建設課、商工観光課企業振興室）

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う。
- 市内の建設業就業者は、29歳以下が減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの維持（中央公民館）

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、地域と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

自主防災組織の育成強化（防災危機管理課、中央公民館）

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、活動を支援する。

被災者生活再建支援制度の拡充（防災危機管理課）

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

迅速な復興に資する地籍調査(市民税務課)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるが、現在、調査済地区の認証・送付遅延が発生しており、まずは遅延解消を図った後に新規事業を再開し、地籍調査事業の進捗率の向上を図る。

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課)

- 大規模災害時に市内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、市内外を結ぶ高速道路や国道、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」の国道347号を早急に24時間通年通行が可能となるよう整備するよう国や県に要望する。

奥羽・羽越新幹線の整備(総合政策課)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

緊急輸送道路等の整備・確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

《目標指標》

- ・地籍調査事業の再開 0工区（R2）→12工区（R5）

【別表3】個別事業一覧

個別の事業名	担当課	備考
1 行政機能（消防含む）		
救急業務高度化推進事業	消防本部	
救急自動車整備事業	消防本部	
ポンプ自動車購入事業	消防本部	
耐震性貯水槽設置事業	消防本部	
中央診療所の老朽化に伴う施設整備	中央診療所	
水防対策資機材の購入事業	消防本部	
防災行政無線整備事業	防災危機管理課	
災害時応援協定	防災危機管理課	
災害時備蓄品整備事業	防災危機管理課	
N B C 災害対応資機材整備事業	消防本部	
中央診療所における非常時体制整備	中央診療所	
中央診療所における食料等備蓄促進	中央診療所	
ドクターヘリのランデブーポイントの確保・維持	健康増進課	
在宅医療ケア児（者）等の支援強化	健康増進課	
防疫対策の推進	健康増進課	
尾花沢市業務継続計画の見直し	防災危機管理課	
消防庁舎等整備事業	消防本部	
2 危機管理		
罹災証明書の発行	防災危機管理課	
ブロック塀等の安全確保対策に関する事業	建設課	
河川流下能力向上事業	建設課	
河川砂防事業（県営負担金）	建設課	
県営河川砂防事業	建設課	
がけ地近接等危険住宅移転事業	建設課	
道の駅尾花沢管理事業	建設課	
道の駅尾花沢リニューアル事業	建設課	
自主防災組織向上支援事業	防災危機管理課	
防災行政無線整備事業	防災危機管理課	
災害時応援協定	防災危機管理課	

個別の事業名	担当課	備考
災害時備蓄品整備事業	防災危機管理課	
在宅医療ケア児（者）等の支援強化	健康増進課	
防疫対策の推進	健康増進課	
尾花沢市業務継続計画の見直し	防災危機管理課	
鳥獣被害防止総合支援事業	農林課	
地域づくり推進事業	中央公民館	
3 建築住宅		
定住促進対策事業	建設課	
住宅リフォーム助成事業	建設課	
空き家再生等推進事業	建設課	
民間住宅耐震改修支援事業	建設課	
民間住宅耐震診断支援事業	建設課	
空き公共施設解体事業	関係課	
空き家対策事業	防災危機管理課	
空き家活用支援事業	定住応援課	
都市計画マスタープラン策定事業	建設課	
宅地造成事業	建設課	
市営住宅管理事業	建設課	
市営住宅營繕事業	建設課	
市営住宅長寿命化改修事業	建設課	
罹災証明書の発行	防災危機管理課	
小学校施設環境整備事業	こども教育課	
小学校施設長寿命化事業	こども教育課	
小学校施設維持管理事業	こども教育課	
小学校施設營繕事業	こども教育課	
中学校施設環境整備事業	こども教育課	
中学校施設長寿命化事業	こども教育課	
中学校施設維持管理事業	こども教育課	
中学校施設營繕事業	こども教育課	
文化体育施設・武道館設備機器修繕事業	社会教育課	
文化体育施設・武道館電気照明設備修繕事業	社会教育課	
文化体育施設・武道館消防設備修繕事業	社会教育課	
文化体育施設音響設備修繕事業	社会教育課	

個別の事業名	担当課	備考
文化体育施設舞台照明設備修繕事業	社会教育課	
学習情報センター設備機器修繕事業	社会教育課	
学習情報センター電気照明設備修繕事業	社会教育課	
学習情報センター消防設備修繕事業	社会教育課	
芭蕉、清風歴史資料館設備機器修繕事業	社会教育課	
芭蕉、清風歴史資料館電気照明設備修繕事業	社会教育課	
芭蕉、清風歴史資料館消防設備修繕事業	社会教育課	
芭蕉、清風歴史資料館展示設備修繕事業	社会教育課	
市運動公園施設修繕事業	社会教育課	
集落公民館整備事業	社会教育課	
尾花沢市体育館空調設備更新事業	社会教育課	
都市公園整備事業	建設課	
都市公園管理事業	建設課	
都市公園植栽・安全管理事業	建設課	
新町中央広場新設事業	建設課	
保育所の老朽化に伴う整備	福祉課	
高齢者の地域における多様な住まいの施策との連携	福祉課	
中央診療所の老朽化に伴う施設整備	中央診療所	
ブロック塀等の安全確保対策に関する事業	建設課	
がけ地近接等危険住宅移転事業	建設課	
中央診療所における非常時体制整備	中央診療所	
中央診療所における食料等備蓄促進	中央診療所	
ドクターヘリのランデブーポイントの確保・維持	健康増進課	
4 交通基盤		
都市計画マスタープラン策定事業	建設課	
道の駅尾花沢管理事業	建設課	
道の駅尾花沢リニューアル事業	建設課	
おらだの川等維持管理事業	建設課	
市道I-23号線 荒町車段線（細野荒町地内）流雪溝	建設課	
市道III-23号線（上町地内）流雪溝整備事業	建設課	
ニュータウン東光台流雪溝整備事業	建設課	
消流雪用水導入事業	建設課	
水利権管理事業	建設課	

個別の事業名	担当課	備考
丹生・安久戸地区流雪溝整備事業	建設課	
中島・行沢地区流雪溝整備事業	建設課	
名木沢地区流雪溝整備事業	建設課	
牛房野地区流雪溝整備事業	建設課	
和合地区流雪溝整備事業	建設課	
市道Ⅲ-35号線（若葉町）流雪溝整備事業	建設課	
市道笠松線（禁町）流雪溝整備事業	建設課	
市道Ⅲ-630号線（下柳）流雪溝整備事業	建設課	
市道Ⅲ-14、Ⅲ-15号線流雪溝整備事業	建設課	
市道丹生玉野線流雪溝整備事業	建設課	
市道霧山線外流雪溝整備事業	建設課	
新堰等消流雪用水管理事業	建設課	
市道牛房野線（牛房野地内）防雪柵設置事業	建設課	
市道東荻原線防雪柵設置事業	建設課	
防雪柵・消雪施設管理事業	建設課	
除排雪事業	建設課	
生活道路除雪補助金	建設課	
集落等雪対策支援事業費補助金	建設課	
除雪基地建設事業	建設課	
除雪機械購入事業	建設課	
除雪車修繕事業	建設課	
地域一斉除排雪推進事業	建設課	
除雪運行システム（GPS）事業	建設課	
市道荻袋岩袋線道路改良事業	建設課	
市道Ⅳ-134号線（新町地内）道路改良舗装事業	建設課	
市道原田線道路改良舗装・流雪溝整備事業	建設課	
市道大海平線道路改良舗装事業	建設課	
市道龍氣下新田線道路新設改良事業	建設課	
市道Ⅲ-113号線（牛房野地内）道路改良舗装事業	建設課	
市道Ⅲ-232号線（芦沢地内）道路改良舗装事業	建設課	
市道Ⅲ-287号線（寺内地内）道路改良舗装事業	建設課	
市道Ⅲ-41号線（荒楯地内）道路改良舗装事業	建設課	
市道Ⅲ-7号線（横町地内）道路改良舗装事業	建設課	
市道Ⅲ-820号線（六沢地内）道路改良舗装事業	建設課	

個別の事業名	担当課	備考
市道IV-410号線（正巣地内）道路改良舗装事業	建設課	
市道IV-291号線（荻袋地内）側溝整備事業	建設課	
市道III-163号線（玉野原地内）道路改良事業	建設課	
市道III-804号線（古殿地内）道路改良事業	建設課	
花笠ニュータウン市道新設事業	建設課	
田中橋(III-279-2)（寺内地内）橋梁拡幅事業	建設課	
新町5市道新設事業	建設課	
市道III-802号線外（古殿地内）改良舗装事業	建設課	
市道III-422号線外（丹生地内）改良舗装事業	建設課	
市道III-655号線（鶴巻田）側溝整備事業	建設課	
市道西原線（西原）側溝整備事業	建設課	
市道鶴巻田下原田線道路改良事業	建設課	
市道IV-67号線側溝整備事業	建設課	
市道東荻原線側溝整備事業	建設課	
市道III-70号線（禁町）側溝整備事業	建設課	
市道III-84号線（北町住宅区画内）道路改良事業	建設課	
市道IV-38号線（禁町）道路改良事業	建設課	
道路改良・側溝整備事業（100m未満）	建設課	
市道舗装修繕事業	建設課	
橋梁長寿命化計画更新事業	建設課	
橋梁長寿命化修繕事業	建設課	
街路灯設置事業	建設課	
街路灯LED化推進事業	建設課	
交通安全対策事業	建設課	
防犯灯設置事業	建設課	
防犯灯電気料補助金	建設課	
市道等維持管理事業	建設課	
生活基盤づくり事業	建設課	
道路台帳整備事業	建設課	
公共施設等適正管理推進事業	建設課	
5 國土保全		
河川流下能力向上事業	建設課	
農村地域防災減災事業	農林課	

個別の事業名	担当課	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農林課	
多面的機能支払交付金	農林課	
6 保健医療・福祉		
福祉避難所の指定	関係課	
保育所の老朽化に伴う整備	福祉課	
高齢者の地域における多様な住まいの施策との連携	福祉課	
中央診療所の老朽化に伴う施設整備	中央診療所	
除雪サービス事業	福祉課	
除雪ボランティアセンター	福祉課	
災害時要援護者避難支援制度	福祉課	
救急医療情報キット	福祉課	
緊急通報システム整備事業	福祉課	
社会福祉活動の活性化	福祉課	
中央診療所における非常時体制整備	中央診療所	
中央診療所における食料等備蓄促進	中央診療所	
ドクターヘリのランデブーポイントの確保・維持	健康増進課	
在宅医療ケア児（者）等の支援強化	健康増進課	
防疫対策の推進	健康増進課	
いきいきネットワーク推進事業	福祉課	
7 ライフライン・情報通信		
老朽管更新事業	環境エネルギー課	
水道施設の耐震化・老朽化対策事業	尾花沢市大石田町 環境衛生事業組合	
応急給水体制などの整備事業	尾花沢市大石田町 環境衛生事業組合	
小中学校 I C T 環境整備事業	こども教育課	
下水道施設の耐震化・老朽化対策事業	尾花沢市大石田町 環境衛生事業組合	
農業集落排水施設機能診断業務委託	環境エネルギー課	
放射性物質検査	環境エネルギー 課、尾花沢市大石 田町環境衛生事業 組合	
8 産業経済		

個別の事業名	担当課	備考
企業の事業継続計画（B C P）の策定促進	商工観光課	
リスク分散を重視した企業誘致等の推進	商工観光課	
9 農林水産		
鳥獣被害防止総合支援事業	農林課	
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	農林課	
農村地域防災減災事業	農林課	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農林課	
10 環境		
尾花沢市災害廃棄物処理計画作成事業	環境エネルギー課	
ごみ処理施設整備の推進	尾花沢市大石田町 環境衛生事業組合	
11 リスクコミュニケーション		
除雪サービス事業	福祉課	
除雪ボランティアセンター	福祉課	
災害時要援護者避難支援制度	福祉課	
救急医療情報キット緊急通報システム整備事業	福祉課	
自主防災組織向上支援事業	防災危機管理課	
社会福祉活動の活性化	福祉課	
地域福祉活動推進体制の整備	福祉課	
いきいきネットワーク推進事業	福祉課	

尾花沢市国土強靭化地域計画

令和6年6月

編集・発行 尾花沢市**防災危機管理課** 999-4292 山形県尾
花沢市若葉町一丁目 2 番 3 号
TEL 0237-22-1111